

(文教科学委員会)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、義務教育諸学校の教科用図書の採択の制度の改善を図るため、二以上の市町村の区域を併せた採択地区(以下「共同採択地区」という。)における市町村の教育委員会の協議の方法に関する規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共同採択地区における教科用図書の採択の方法

1 共同採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会(以下「採択地区協議会」という。)を設けなければならないものとする。

2 共同採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないものとする。

二、採択地区の設定に係る地域の変更

都道府県の教育委員会が設定する採択地区を、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を併せた地域から、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に改めること。

三、採択した教科用図書の種類等の公表

市町村の教育委員会等が教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

四、施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、二及び三に関する規定は、公布の日から施行すること。